

第 19 回小城市都市計画審議会 会議録

【開催日時】

令和 7 年 8 月 19 日（火） 15：00～16：00

【開催場所】

小城市役所西館 2 階 会議室 2－6

【出席者】

後藤委員、角田委員、岡本委員、井手委員、大家委員、満岡委員、赤松委員
江口委員、木下委員（順不同）10 名中 9 名出席

事務局

建設部都市計画課 岩崎部長、飯盛課長、古川副課長、鮎川係長、中村
鶴丸

オブザーバー

小城市環境課 石井課長、水田参事、友田施設係長

傍聴人：なし

随行人：なし

1 開会

(事務局：古川副課長)

皆様お揃いですので、始めさせていただきます。

本日の司会進行を務めさせていただきます、都市計画の古川でございます。どうぞ、よろしく申し上げます。本日会場は大会議室を予定しておりましたが、空調の不具合により急遽2－6会議室に変更しております。委員の皆様には、会場が狭くなり急な変更によりご迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げます。

会議に先立ちまして、本日の会議は議事録作成等のため、録音させていただくことを、あらかじめご了承ください。

なお本会議の所要時間は、概ね1時間程度を見込んでおります。会議の進行状況や議論の内容により、時間が前後する場合がございますので、予めご了承ください。

それでは、第19回小城市都市計画審議会を開催します。お手元の次第に沿って進行させていただきます。

2 挨拶

(事務局：古川副課長)

まずは、副市長より皆様へご挨拶を申し上げます。

(副市長：古沢 博文)

皆さん、こんにちは。小城市副市長の古沢でございます。

本日はご多用の中、大変お暑い中、第19回小城市都市計画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本来であれば、市長が皆様にご挨拶を申し上げるべきところでございますが、本日公務の都合により、代わりまして、私がお挨拶を申し上げたいと思います。

審議会の皆様には、日頃から小城市の都市計画行政に深い理解とご協力をいただいておりますことに改めて感謝申し上げます。

そして、都市計画を取り巻く社会情勢は近年益々大きく変化をしております。少子高齢化、人口減少が進行する中、地域の持続可能性をどのように確保していくか、こういったことが全国的な課題となっています。特に地方都市においては、計画的で効率的なまちづくりの推進、公共交通との連携、そして空き家や低利用地、未利用地の活用といった視点がますます重要になってきております。

また国の方では、脱炭素社会の実現に向けた動きといったものも加速しております。都市の在り方そのものの見直しが求められているところでございます。省エネ、再エネの導入促進や歩いて暮らせる町の形成など、都市計画分野においても脱炭素の観点を取り入れる必要性が高まっております。

さらに、近年を見ますと、自然災害の激甚化、頻発化が顕著になっておりまして、災害に強い土地利用や災害リスクに対応する安全、安心なまちづくりの推進も緊急の課題となっております。都市計画は、防災・減災の観点からも、益々その意義を増してきているところです。こうした中で、小城市におきましては、今後の小城市のまちづくりの方向性を定め、地域の魅力と活力を維持向上させていくために、都市計画を適切に見直し、運用していくことが求められております。この審議会では、そのために必要な案件につきまして、皆様の専門的なご知見や、地域の実情を踏まえたご意見を賜りたいと思っております。本日は議案1件でございますが、どうか忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。本日の審議が実り多きものとなりますことを祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局：古川副課長)

副市長ありがとうございます。

審議会に入る前に、都市計画審議会について簡単にご説明いたします。小城市都市計画審議会は、都市計画法に基づいて設置され都市計画に関する調査や審議を行う機関です。審議の結果として出される答申は小城市の将来に大きな影響を与えるものとなります。委員の皆様には、都市計画に関する専門知識を有する方や地域の関係者から選ばれております。任期は令和7年9月30日までです。どうぞ、これまでの経験を生かして、積極的なご意見をお願いいたします。

3 配布資料の確認

(事務局：古川副課長)

それでは、議題3配布資料の確認です。

(事務局：鶴丸主事)

都市計画課の鶴丸といいます。私の方から配布資料の確認をさせていただきますので、配布資料一覧、若しくは前方のスクリーンをご覧くださいながら、不足資料がないかの確認をお願いします。資料1次第です。次に、資料2、都市計画審議会委員名簿。資料3はですね、全部で4つに分かれていて、それぞれ右上の方に、3-1、3-2、3-3、3-4と表示をしております。まず資料3-1が今回の議案の計画書になります。資料3-2がですね、今回の議案用の付図になります。図面ですね。資料の3-3がですね、議案第1号説明資料と左上の赤枠で囲っている資料になります。資料3-4として、今回都市計画審議会の会長から小城市長への諮問書の写しをつけております。資料の4がですね、小城市都市計画審議会条例をつけております。資料の5と6につきましては、該当する委員さんにのみ付けております。今回の会議に出席いただいた報酬の振込先の情報が書かれている紙と、都市計画マスタープランですね。こちらは、事前にお配りしているかと思いま

す。資料がお揃いでない委員さんはいらっしゃいますでしょうか。もしいらっしゃいましたらですね、議事の途中でも構いませんので、お近くの職員までお知らせいただければ対応しますので、どうぞよろしくお願いします。

4 委員の紹介と出席状況

（事務局：古川副課長）

次第4、委員の紹介と出席状況についてです。資料2、委員名簿をご覧ください。委員は名簿記載の10名の皆様です。どうぞよろしくお願いいたします。本日の出席状況についてご報告します。小城市都市計画審議会条例第7条第2項において、審議会は委員及び議事に関係がある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないと規定されております。本日は委員10名のうち、9名のご出席をいただいておりますので、本審議会は成立いたしますことをご報告いたします。

5 委嘱状交付

（事務局：古川副課長）

続きまして次第5、委嘱状交付です。今回人事異動や役員改正等により、新たに3名の委員に就任いただきました。代表して小城市議会議員の満岡 利宏様に対して、委嘱状を交付いたします。満岡様、及び副市長は前の方にお進みください。

（副市長：古沢 博文）

委嘱状 満岡 利宏様 小城市都市計画審議会委員を委嘱する。

ただし任期は、令和7年5月1日から令和7年9月30日までとする。

令和7年5月1日 小城市長 南里 隆 代読

⇒古沢副市長から満岡委員へ委嘱状交付

（事務局：古川副課長）

なお、その他の新任の方の委嘱状につきましては、本日の会議資料と一緒に配布しておりますので、ご確認ください。

6 審議会の公開・非公開

（事務局：古川副課長）

次第6、審議会の公開、非公開についてご説明いたします。審議会等の会議の公開に関する指針に基づき公開、非公開の決定は、審議会等の会長が当該会議に諮って行うものと

するとされております。このため、後藤会長にお諮りいただきますようお願いいたします。

(後藤会長)

はい。事務局より本日の審議会の公開、非公開について決めてほしいとのこと。では、皆さんにお諮りしたいと思います。市の指針の中に、審議会等の会議は、情報公開条例第7条各号のいずれかに該当する情報について審議を行う場合を除き、原則公開となっております。小城市情報公開条例第7条各号では、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの、小城市が行う事務又は事業に関する情報で、公にすることで、当該事務又は事業の性質上、適正な執行に支障を及ぼす恐れがあるもの、などとなっております。本日の審議会については、特に秘すべきことも無いとのことですので、公開ということで進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし

(後藤会長)

はい、ありがとうございます。それでは審議会は、公開として進行し、記録についても市のホームページで公開させていただきます。

(事務局：古川副課長)

はい、ありがとうございました。それでは審議会については、公開で進めさせていただきます。

なお、本日の審議会への傍聴の申し込みはあっておりません。

ここで会議の途中ではございますが、副市長が退席となりますので、ご了承ください。

⇒副市長退席

7 審議

(事務局：古川副課長)

それでは、これより審議に入ります。審議につきましては、小城市都市計画審議会条例第7条第1項に「会長はその議長となる」とありますので、後藤会長よろしく申し上げます。

(後藤会長)

はい。それでは、皆さんどうぞよろしくお願いいたします。早速ですが、議案第1号小城都市計画ごみ焼却場の変更について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局：鶴丸主事)

はい。私の方から説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。それでは、議案第1号、小城都市計画ごみ焼却場の変更について説明をさせていただきます。よろしくお願いします。左上にですね、赤枠で議案第1号説明資料と記載している資料、右上に資料3-3と書いてあります、それか前方のスクリーンをご覧くださいながら説明を聞いてください。

まず、2ページをお開きください。右下に白字でページ番号振っております。説明の流れについては、2ページに記載の流れのとおりに進めたいと思っております。

最初にですね、今回の諮問事項の概要からご説明したいと思います。資料の4ページ、5ページをお開きください。今回ですね、ご審議をお願いしておりますのは、小城市の都市計画施設として位置づけられている天山地区共同塵芥処理場について、小城市の都市計画から廃止を行うものでございます。この施設につきましてはですね、すでに老朽化のため平成23年3月に解体され、同年7月には処理場を運営していた組合も解散をしている状況でございます。現在は、ごみの中継処理施設となっており、現地にごみ焼却機能がなく、事実上の廃止状態にあることから、都市計画上でも正式に廃止手続きが必要となります。

続いて簡単ではございますが、都市計画施設制度の解説を行いたいと思います。7ページをお開きください。まずですね、都市計画施設とはということで、都市計画施設はですね、道路、公園、学校、下水道など、私たちの暮らしに必要不可欠な公共施設を計画的に整備するために都市計画で定められた施設のことです。これらの施設を都市計画の中でどこに、どのくらいの規模で整備するか等を予め決めておくことで、安全で便利なまちづくりを実現する、言わば、まちづくりの設計図のような役割を果たします。制度の仕組みについてですが、7ページの半分から下のような図の関係になります。まず都市計画に定めることができるもの、これを都市施設といいます。その都市施設の中から都市計画に定めること、これを都市計画決定といいます。その都市計画に実際に定められた施設のことを都市計画施設と言います。例えば、道路は都市施設の1つで、それを都市計画で位置づけたものを都市計画施設、又は都市計画道路と呼びます。

8ページの方にですね、都市施設の分類一覧を掲載しております。小城市の都市計画施設を例で挙げてみるとですね、道路で行くと、小城駅から北に延びる道路、小城駅千葉公園線というんですけども、あれは都市計画道路ですね。公園でいくと小城公園ですね。ゴミ焼却場、今回諮問させていただいているもの、これらを小城市では都市計画施設として位置付けております。

9ページをお願いします。ここで、なぜ都市計画施設として整備するのか、都市計画決定、都市計画施設にすることのメリットなんですけれども、資料のとおり大まかにまとめております。まずですね、法的な位置づけにより公共性、正当性が明確になるということで、都市計画に位置づけられることで、その施設や事業が社会的に必要な公共施設であることが法的に明示されます。これによってですね、単なる行政の思いつきや恣意的開発で

はなく、都市の健全な発展と秩序ある整備を目的としたものであることを、第三者に対しても明確に説明することが可能となります。

また、都市計画決定はですね、住民や関係機関との協議、公告、縦覧、意見聴取などの手続きを経て、都市計画法に基づき適正に行われます。このプロセスを踏むことで、計画の正当性が形式面、内容面の双方から担保され、併せて行政の透明性や説明責任の確保にもつながります。

2つ目に、国や県の補助金の対象になる場合があるということで、多くの国の補助金制度では、対象事業が都市計画決定されていることを交付条件にされています。都市計画決定を受けることで、事業が公的に認められたものと評価され、国や県の補助金の活用できる可能性が高まります。これによって、市町村単独では負担が重いインフラ整備等を、財政的に現実的なものとすることができます。

3つ目に、建築制限が可能になり、用地取得が容易になるということで、都市計画決定後は対象区域に建築制限がかかります。事業の障害となるような新たな建物の建設が抑制されます。これにより、事業予定地の地価高騰や乱開発を防ぎ、用地買収交渉もスムーズに進められるようになります。さらに重要なのは、都市計画決定がなされていることによって、その後に事業認可、都市計画事業として認められれば、土地収用法による手続きが可能になるという点です。これは任意の用地取得が難航した場合でも、法的手続きにより最終的に用地取得ができる制度であり、事業の確実な実施を担保する強力な後ろ盾になります。

最後に、民間投資やまちづくりの連携が進むということで、都市計画決定は、行政の意思を明確に示すまちづくりのビジョンとして機能します。そのため、民間事業者にとって、将来の土地利用やインフラ整備の方向性が読みやすくなって、安心して投資判断ができます。例えば、都市計画道路の決定により周辺の再開発が誘導され、住宅や商業施設の立地が進むケースもあるかと思います。行政や民間が連携し、まちづくりの相乗効果が期待できます。

そして今挙げたようなメリットもあれば、逆に事業実施までに時間を要したり、計画変更や廃止に柔軟に対応できないというデメリットもございます。

10 ページをお開きください。先ほど説明したようにですね、行政は様々なメリット、デメリットを踏まえて都市計画決定するか、しないかを選択してインフラ整備を行っていくわけですが、今回対象となるごみ焼却場などの施設については、少し性質が異なるものがございます。建築基準法第 51 条に資料のとおり条文がございます。ちょっと読みます。

「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場またはト蓄場、汚物処理場、ゴミ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。」とあります。つまりですね、都市計画施設として位置づけるメリット、デメリット云々で決定するかを選択するのではなく、ゴミ焼却場などの施設については、施設の規模にもよりますが、都市計画決定をしなければ建築できない施設となっております。

したがって、今回都市計画から廃止する予定の天山地区共同塵芥処理場について、当初都市計画決定された理由としては、市として何かメリットがあったから都市、都市計画決定をしたというより、都市計画決定をしなければゴミ焼却場が建設できなかったから都市計画施設に位置づけたということになります。

次の目次の3から5についてはですね、今回の施設の所管課であります環境課の方からご説明をさせていただければと思いますので、ちょっと変わります

(環境課：水田参事)

環境課の水田と申します。よろしくお願いします。資料の12ページをご覧ください。今回諮問しております施設の沿革について、時系列に沿って説明をさせていただきます。まず、昭和42年、天山地区共同塵芥処理場組合が発足しております。その後、昭和54年には現在の施設の位置において都市計画決定がなされ、同年焼却施設の建設が着工されました。昭和56年には施設が完成し、稼働を開始しております。続いて平成22年3月、施設は老朽化により稼働を停止いたしました。長年の使用により、設備の維持、更新が困難となったためです。稼働停止の同年4月には、廃棄物処理法に基づき、県に対して廃止届を提出しております。その後、平成23年3月に施設の建物が全て解体され、同年7月には役割を終えた天山地区共同塵芥処理場組合も解散しております。

このように、現時点では、施設の稼働実態がないことに加え、運営母体も解散しており、形式上も実態上も焼却場としての役割を終えた状態となっております。

続きまして、なぜ廃止するのかについて説明します。14ページをお開きください。先ほども申し上げましたとおり、本ゴミ焼却施設は、既に解体されており、現在はその機能を喪失しております。このまま都市計画施設として存置した場合、法的にはゴミ焼却場の施設として用途が固定され、他の目的での利用が出来なくなります。今後この他土地につきましては、ごみの中継施設としての活用が予定されており、再び焼却場として利用する見込みはございません。従いまして、都市計画上の位置付けを廃止し、新たな土地利用が可能となるよう手続きを進めているところでございます。

現在、都市計画法に基づき廃止の手続きを進めており、住民の皆様への説明会は、令和7年7月1日に開催を予定しておりましたが、参加者がいなかったため中止となっております。なお、都市計画の案につきましては、令和7年8月1日から8月15日までの期間に公告、縦覧を行いました。こちらの方でも意見等はございませんでした。そして、本日都市計画法第77条の2に基づく都市計画審議会において、今回諮問させていただいております。

16ページをご覧ください。余談にはなりますが、廃棄物中継センターの今後の方針につきましては、現在小城市廃棄中継施設整備計画を策定しておりその内容は小城市のホームページに掲載しております。つきましては、本日は詳細の説明は割愛させていただきますので、後ほどご確認をいただければと存じます。

（事務局：鶴丸主事）

続いて18ページをご覧ください。再度私の方から説明させていただきます。都市計画の変更、今回廃止ですね、変更がどのように進められるか、簡単にご紹介したいと思います。というのもですね、ここ最近は審議会でも勉強会が中心となっておりまして、今回のように正式な諮問は久しぶりですので、改めて手順を共有させていただければと思います。

まず初めにですね、市が廃止や変更、決定などの必要性を検討して、その妥当性を判断します。今回でいえば、対象となるごみ焼却場が既に解体され、機能していない状態であることから、都市計画からの削除が適切と判断したものです。これにより原案を作成します。次に、その原案について、住民さんに向けて公聴会や説明会を開催します。今回の案件に関しましては、説明会参加者を募ったものの、先ほども申し上げたとおり、参加者が0人だったため、中止という結果になりました。そして、必要に応じて佐賀県などの関係機関と協議を行います。現在、事前協議は済んでいる状態でございます。それらを通して、一定の合意が得られればですね、案を公告、縦覧した上で、都市計画審議会に諮問となります。本日がその場にあたります。審議会におかれましては、事務局からの説明資料や諮問内容を基にご審議いただき、ご意見をいただくことになります。その後ですね、審議会で答申を受け、市は最終的な都市計画案を決定し、告示をもって縦覧いたします。これにより、正式に都市計画の決定、変更が成立するという流れになります。簡単ではございますが、以上が都市計画決定までの基本的な流れとなります。最後に、20ページをお開きください。まとめたいと思います。今回の議案はですね、改めて読み上げますと、都市計画ごみ焼却場の変更（廃止）についてです。この施設は既に解体されており、ごみ焼却場としての機能は現在ございません。今後はですね、新たなごみ処理施設、中継施設としての整備を検討しており、そのために都市計画上のごみ焼却場という位置付けを廃止する必要があります。都市計画法第21条に基づき、皆さんからご意見をいただくべく、本日、諮問をさせていただいております。お願いとしいたしましては、対象施設が既に解体、撤去済みであるということを理解いただいた上で、都市計画決定としての廃止を適切にご審議いただければと思います。

以上で議案の説明を終わりたいと思います。ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

（後藤会長）

はい。それでは、只今事務局から第1号議案について説明がありましたので、それに対してご意見やご質問があれば、よろしくお願いいたします。

(A家委員)

今説明のあった廃止する場所は、その後の計画か予定はありますか。一般公募するとか何か考えていますか。ここはそのまま中継センターとして利用するのですか。一本松の所も中継センターではなかったですかね。

(環境課：水田参事)

今現在中継センターとしてありますが、今の中継センターの建物をですね、改修してですね、空いてる土地の方に新たに中継施設を建てて、今現在の中継センターを解体する予定としております。

(A委員)

あそこ、廃止するとじゃなかったね。水に浸かるから廃止と思った。了解しました。一本松の方は、今までどおりですか。

(環境課：石井課長)

環境課長です。一本松の方というのは、多分ずっと前にですね、中継センターというか、焼却炉をですよ、廃止ですね、塵芥処理場を廃止した後にですね、候補地として挙がっていた経緯があるかと思います。ただ、そこはもう多久市の方にですね、クリーンヒル天山という、小城と多久でですね、一部事務組合を作っておりますので、その計画が挙がった時点で一本松という風な話は、それから先はもう出ておりませんので、先ほどA委員が仰られたのはですね、前の話で案としてあったという風なことは私もちょっと存じております。それから、一本松が中継施設ということでは話は進んでおりません。今現在、今の所（現廃棄物中継センター）に中継するということで話が進んでるので。

(A委員)

中継施設から、焼却場にごみを持っていつているということか。

(環境課：石井課長)

今はですね、各ステーションから、曜日ごとにエリアの地区を分けて、収集した分に関してクリーンヒル天山、多久のごみ焼却施設の方で焼却を令和2年度から開始しております。なので、以前ですね、令和元年度までは、あそこで大型パッカー車の方に積み替えをしておりましたが、令和2年度からはですね、各地区のステーションからですね、収集した可燃物の焼却については、あちら（クリーンヒル天山）の方に持っていつております。

(A委員)

了解しました。

(後藤会長)

じゃあ今の話に関連して私の質問ですけど、中継センターの、そもそもですけど、中継センターはごみ焼却場ではなくなるということで、都市計画施設でもなくなるということですよ。だから、ごみ廃棄物処理法、そちらの枠組みの中での中継施設という施設名称があって、それは都市計画施設ではなくなるということですか。都市計画から廃止して問題ないということですよ。

(環境課：石井課長)

新しく都市計画施設として、決定するような施設には当たらないです。

(後藤会長)

中継と言っているのは、もう少し具体的に。何を中継してるんですか。

(B委員)

仮置場なんですよ。

(環境課：水田参事)

小城市内のごみステーションからですね、直接多久に持っていくものと、直接住民の方が中継センターに持ってきて、可燃ごみとか不燃ごみとか持ってこられる方もいらっしゃいますので、あと粗大ごみですね。それらを集めて、それを多久のクリーンヒル天山に持っていったりする中継施設になります。

(B委員)

分別や選別をするわけですか？

(環境課：水田参事)

選別はしていません。粗大ごみとかの解体は行っていますが。

(B委員)

選定くず等を中継センターに持ってこられたものを中継して持っていくわけですか。

(環境課：水田参事)

そうですね。粗大ごみについては、岩蔵に持っていつております。

(後藤会長)

物によって分かれているんですね。

(B委員)

だから、そういう施設が都市計画から外れるってことでしょ。早い話が。

(事務局：鶴丸主事)

はい。

(後藤会長)

他にいかがでしょうか。今日議題が1つですので、もしご不明点があれば聞いていただきたいと思います。

(C委員)

Cと申します。よろしくお願いします。いくつか質問があるんですけど、今回、議案1件で皆さん集まったんですけど、例えば、資料のスライドで言うと8ページに都市計画施設の分類と具体例とありますけど、例えばこれに該当するものが、今回のようにですね、廃止する場合等は毎回会議を必ず通さないといけないものなのか。或いは、こういう会議というのはやっぱり対面じゃないといけないものなのか。例えばメールで議論して、どうでしょうかというようなものにはいかないものなのかというのがまず1点ですね。あと、今お話伺って、この今ある施設が都市計画施設から外れますよということですが、例えば、元々この周りには住宅とかが元々ない所なのかもしれませんが、地域の住民の方とかは、廃止になると言われて、反対とかなかったですか。元々無かったから、質問もなかったんでしょうけど、廃止になるということで、今度中継施設になりますよというところで、特に反対のないものなのかっていうのがちょっと疑問に思ったところです。

(事務局：鮎川係長)

質問についてお答えさせていただきます。まずですね、このような都市計画審議会が必要かどうかという点ですけれども、こちらですね、都市計画審議会で決定すべきものという風になっておりますので、こちらの審議会で判断をしていただいてですね、その後、資料のスライドの方では、18ページの方で、協議の方させていただきましたけれども、県との協議等を経てですね、告示、縦覧をして、その時点で都市計画の決定ということになっております。なので、都市計画審議会を開かないとですね、都市計画決定が出来ないということになっておりますので、今後もですね、都市計画施設の変更であつたりとか、そういうものがあつた時にはですね、このような会議が必要になってくるかと思います。その方法についてですけれども、対面でなくても大丈夫なんじゃないかというようなご意見がございまして、ちょっとそこのところですね、対面じゃなくて、例えば最近であればzoomとか、そういう方法もあるかとは思いますが、やはりですね、色々な方の意見を一同に会席する場かと思っておりますので、今後ともですね、このような会を開かせていただこうと思っております。反対意見があつたかどうかについてはですね、環境課

の方から説明します。

(環境課：石井課長)

この廃止についてについてですが、説明会を令和7年7月1日に開催しました。それに対して、参加者がいなかったため、中止という結果になっております。あと、今回廃止する案についてですね、公告、縦覧をしております。縦覧期間を2週間設けてですね、縦覧をしています。それに対する意見等もございませんでしたので、我々としてのプロセスをですね、都市計画施設の廃止のプロセスを経た上で、今回この都市計画審議会の方に諮問をさせていただいているところでございます。以上です。

(C委員)

ありがとうございます。

(後藤会長)

今回廃止ということですけど、多分、都市施設でこの分類の中で1番我々に馴染みが深いのは、道路ですね。道路というのが、全ての道路が決定されてるわけじゃなくて、主要な道路が決定されてるわけですけど、それが決定されると、例えば拡張予定のものなのかというのは、先程の説明で、収用みたいな言葉が出ましたけど、そういう個人の権限を、個人の所有物に対しても公共的に、収用、最終手段としての、何というか、行政代執行みたいな。そういうことが控えてますので、やはり審議会としての決定は、重いのかなと思いますけど。対面でなければならないというのは、私はよく分かりませんが、この審議会というのは、重い判断をしている審議会かなと私自身は理解してます。

(B委員)

施設を作るときに、都市計画制度を利用したために廃止する時に、都市計画法に基づいて廃止するということですかね。

(事務局：鶴丸主事)

はい。

(C委員)

そもそも、平成23年の7月に組合も解散して施設も無くなったなら、その時に出来なかったんですかね。廃止を。

(環境課：石井課長)

先ほど一本松の話も出ましたが、天山地区共同塵芥処理場を焼却場としては、廃止をしました。その後、現在は、先ほど申し上げたように、中継施設、廃棄物中継センターと言いますが、そういった施設が稼働しております。焼却炉を廃止して新しく令和2年の4月から、多久市と小城市の一部事務組合で作っております。そこでは、小城と多久の両市の間で、色々協議がありました。その中で、今ある廃棄物中継センターは、焼却炉が老朽化したので、解体をしております。ただその手段がですね、一本松も1つの候補地だった経緯があったものですから、そこで、まだ可能性があるという風な判断もありましたので、速やかに廃止という風な手続きにはですね、ちょっと、進むことが出来なかったものも1つの一因でございます。そういった中で今回、廃棄物中継センター自体もですね、老朽化しているものですから、新たにですね、資料の16ページにもございますけれども、こういった形でですね、図面で簡単に線で枠組みだけしておりますけれども、新しく中継センターをですね、更新する、整備をするという風な方向を決定されましたので、今回そういうのも合わせて、都市計画審議会の方にですね、諮問をしているところでございます。

(B委員)

そしたら、今日審議会で認めた場合は、県の都市計画審議会に上がるわけですね。

(事務局：鮎川係長)

佐賀県とは協議という形になりまして、こちらで決定いただきましたら、速やかに計画案というものを出しますので、それを告示という風に、皆さんの、住民さんの目に触れるような状態になった時点で正式な計画決定という形になります。その後、県での公告等の手続きが必要になります。

(後藤会長)

他にいかがでしょうか。

(D委員)

8ページの都市計画施設の具体例のところにあるんですけど、ちょっと私は分かってないので改めて教えてもらいたいんですけど、この中に病院というのが入ってるんですけど、市民病院とかは多久と統合されて今やってないんですけども、既にこういう手続きがされているものなのかどうかというのが1点と、あと岩松小学校は今度防災の面で改修されたんですけど、そういう義務制の学校というのは、こういうのにもちゃんと入ってるのかどうか、2点質問させていただきます。

(事務局：鮎川係長)

ありがとうございます。D委員が仰られました市民病院ですね。今年の7月から多久市と共同で開院しておりますけれども、そちらについてはですね、都市計画施設としての位置付けはしておりません。あくまでも、こちらがですね、都市計画として定めるような具体例というものを示しておりますので、この部分が必ず全てが都市計画決定をしないといけないというものではないです。今回のごみ処理場につきましては、建築確認の関係からですね、都市計画決定が必要であるという、そういった面もございまして都市計画決定をしていたのではないかという風に思います。同様に小学校、中学校についてもですね、都市計画施設として今現在、小城市で認定しているものはございません。

(後藤会長)

すいません、僕もちょっとわからなくて。小城、多久の新しい病院は都市施設ではないのですか。そもそも小城都市計画の範囲じゃないということですか。

(事務局：鮎川係長)

そうですね。小城の範囲ではないので。

(後藤会長)

我々の審議会で決定するものではないんですが、多久の方では、都市計画施設ではないのですか。

(事務局：鶴丸主事)

都市施設ではあるんですけど、都市計画に定められた施設ではないということです。

(事務局：鮎川係長)

小城市都市計画施設ではないということです。

(後藤会長)

じゃあ、旧小城市民病院は都市計画施設ではなかったということですか。その線引きって何かあるんですか。

(事務局：鮎川係長)

定めては良かったんですけども、小城市としてはしなかったということです。

(後藤会長)

学校もさっきの説明だと、特に都市計画施設として今定めてはいない。だから、都市計画施設として定まってるのは、付図に載っている分ですね。あれが全てですかね。だから、小城市としては、かなり限定的に都市計画施設を定めてるということか。

(B委員)

都市計画決定をしたら、補助金が受けやすいということでしょ。

(鶴丸主事)

それもあります。はい。あと土地取得がしやすくなるとかですね。

(B委員)

決定は手間だけでも、メリットがあるということでしょ。だから廃止も手間だということでしょ。簡単には廃止に出来ないから、了解を得たいということでしょ。プロセスを通らないかんわけですよ。了解です。中継センターは、大雨の時浸からなかったですか。

(環境課：石井課長)

令和元年度の大雨の時にですね、今管理棟、事務所があるんですけど、その階段の1段目2段目までは、水がきました。牛津のエリア、西江津とか新町とか、あの辺も当時は水がきました。今回の施設もですね、どのくらい高さを高めようとか、色々議論はあったんですけど、逆にそれをする、周りの土地とのバランスもありますので、あそこだけ高さを高めるというのは、現実的には難しいです。すぐ近くに住宅があるわけではないんですけど、まあ西江津区などは近くにありますが。その中で、通常の造成するぐらいの高さにするという事は設計の段階で話をしております。中継施設なので、事務所関係は少し高めに設定しようと思いますが、通常一時的に受け入れをする分の土地の範囲については、仮に浸水しても電気設備とか、トラックスケール、計量器など、こういうものに支障がないような範囲は適切に高さを上げるとか、そういう設計をしているところでございます。

(B委員)

はい、わかりました。ありがとうございます。

(後藤会長)

はい、よろしいですかね。それでは、その他質疑等が無いようですので、本日の議案小城市都市計画ごみ焼却場の変更について採決に入ります。

異議なき場合は、議案を承認いただけたものとみなします。ご異論等ございますでしょうか。

(委員一同)

異議なし

(後藤会長)

ありがとうございます。一応、賛成の方、挙手をしてください。

⇒委員一同挙手

(後藤会長)

はい。それでは賛成多数ということで議案が承認されました。これを持ちまして議案承認といたします。それではですね、次に、答申書の作成に移ります。事務局、準備はいかがでしょうか。

(鶴丸主事)

はい。只今議案承認をいただきまして、答申書の方を準備しておりますので、皆様にもご一読いただいて確認をいただければと思いますので、今から答申書の案を配らせていただきますので、ご覧ください。

(後藤会長)

はい。それでは、目を通していただいて、もし何か修正、ご意見あればお願いします。

⇒答申書に対して、異議なし

(後藤会長)

はい。それでは、異議なしということで、ありがとうございます。それでは、この答申書を、審議会設置者である市長宛に正式に提出いたします。事務局、どうぞよろしくお願いいたします。

(鶴丸主事)

はい、かしこまりました。すぐに提出したいと思います。また、委員の皆様にも、正式版の印鑑付きの答申書のコピーを送付したいと思いますので、後ほどご確認いただければと思います。

(後藤会長)

はい、ありがとうございます。それでは、本日の議案審議については以上です。事務局へ進行をお返します。

8 閉会

(事務局：古川副課長)

後藤会長ありがとうございました。また委員の皆様、本日はご審議にご協力いただき、誠にありがとうございました。これをもちまして第 19 回小城市都市計画審議会を終わらせていただきます。皆様、大変お疲れ様でした。長時間ご協力いただき、ありがとうございました。散会ください。